

記載時の注意事項

○派遣労働者が被災した場合

○建設工事に係る災害の場合

	派遣先事業場	派遣元事業場
①提出先	派遣先の所轄署	派遣元の所轄署
②労働保険番号	派遣先の番号	派遣元の番号
③事業場の名称	派遣先の名称	派遣元の名称
④事業場の所在地	派遣先の所在地	派遣元の所在地
⑤派遣先郵便番号	派遣先郵便番号を記入	派遣先郵便番号を記入
⑥派遣先の事業場の名称	派遣先の事業場の名称を記入	派遣先の事業場の名称を記入
⑦提出事業場の区分	派遣先欄に○	派遣元欄に○
⑧労働者数	派遣先の労働者数	派遣元の労働者数
⑨事業者職氏名	派遣先の事業者職氏名	派遣元の事業者職氏名

①提出先	原則工事現場所在地を管轄する労基署
②労働保険番号	特定元方事業者の保険番号
③事業場の名称	被災労働者の所属事業場の名称
⑩工事名	特定元方事業者の工事件名
④事業場の所在地	工事現場所在地 (または被災労働者所属事業場の所在地)
⑧労働者数	被災労働者の所属事業場の入場者数
⑪建設業の場合は元方事業場の名称	特定元方事業者の名称
⑫被災地の場所	現場の住所を具体的に記載
⑨事業者職氏名	被災労働者所属事業場の事業者職氏名

○外国人の労働者が被災した場合の「在留資格」について (13)

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、

旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	特定活動 (ワーキングホリデー)	特定活動 (高度人材の就労配偶者)	特定活動 (製造分野)
	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動 (EPA) 特定活動 (高度学術研究活動) 特定活動 (高度専門・技術活動) 特定活動 (高度経営・管理活動) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動 (建設分野) 特定活動 (造船分野) 特定活動 (外国人調理師) 特定活動 (ハラール牛肉生産) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動 (就職活動) 特定活動 (その他)

別記第七号の四様式(第七号、第二十号、第二十四号、第四十号参照)
日本国政府特許書

指 定 書
DESIGNATION

氏名
Name

国籍
Nationality

出入国管理権及び難民認定法(表1)の6の表の下欄の規定に基づき上記の書が本票において行方上のできる機能を果たすものと認められます。According to the regulation stipulated in the law column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

日本国政府特許書
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま

転記してください。(例) 技能実習1号イ など